障害者自立支援法のサービスとは

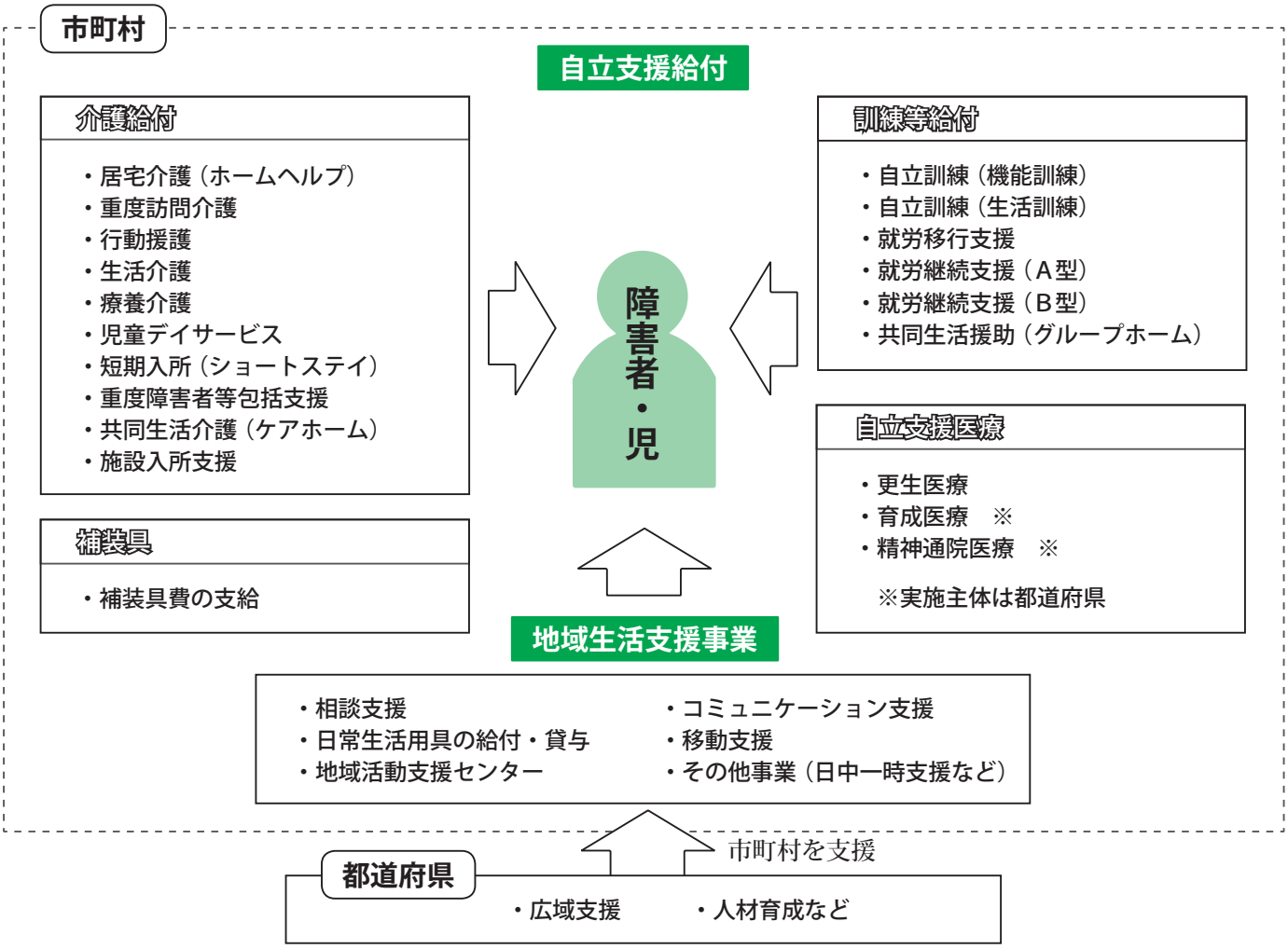

障害者自立支援法では、地域での自立した生活を支援するために、身体・知的・精神の３障害の制度格差を解消し、どの障害の方々も同じ制度の下でサービスが受けられます。サービス費用をみんなで支えあうために、原則として費用の１割が自己負担となります。サービスの内容によっては、所得に応じた月額上限額の設定や費用の軽減があります。

障害者自立支援法に基づくサービスは、大きく分けると「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の２つに区分されます。

「自立支援給付」は、すべての市町村共通のサービスで、「介護給付」「訓練等給付」「自立支援医療」「補装具支給」に区分され、このうち「介護給付」「訓練等給付」が「障害福祉サービス」です。

「地域生活支援事業」とは、市町村が実施主体となる事業です。市では、平成18年10月から「日常生活用具の給付」「移動支援」「日中一時支援医療」事業を実施し、平成19年４月から「相談支援」「コミュニケーション支援（手話通訳など）」「地域活動支援センター」事業を実施します。

※補装具費の支給、日常生活用具の給付の自己負担助成事業については、平成19年４月から廃止になります。

◆問い合わせ先
伊奈庁舎社会福祉課
☎ 58－2111（内線1153、1154）